

## 最終講義

# フィリピン農村研究四〇年

梅原弘光

二〇〇三年一月一〇日

本日は、私の最終講義のためにかくも大勢の方々のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。また、このようないい機会を設けてくださった史学科並びに地理学専攻の先生方、本日の講義のお手伝いをいたいたいた大学院生諸君に対して深く感謝いたします。これまで長年にわたり勝手なことをいわせていただきましたが、本日が最後になりますので、いくつか言い訳をさせていただけたらと考えております。

「フィリピン農村研究四〇年」と題しましたが、正確に申しますと四三年です。一九六〇年にアジア経済研究所に入

りフィリピン研究を始めて二三年、一九八三年に立教大学でお世話になるようになって今年で丁度二〇年、合計四三年になります。おそらく会場の多くの方々は、なぜそんなに長い期間にわたり私がフィリピン研究に固執するのか、伝統の豊かな興味深い国が多々ある東南アジアのなかで何

きっかけ

私は大学時代にタイに興味を持つようになり、「タイの農業地域構造」という表題の卒業論文を書きました。したがつてタイ国の研究をするつもりでアジア経済研究所に入つ

フィリピン農村研究四〇年（梅原）

たのですが、当時の調査研究部長から「フィリピン研究をやつて欲しい」といわれて「嫌です」ともいえず、「はい、わかりました」といとも簡単に部長の要望を受けてしまいました。それがフィリピン研究のきっかけです。そのとき私が心中で思ったことは、今に思えば大変にお恥ずかしい限りですが、「フィリピンなんか六、七年もやれば終わりだ、そのうち私は必ずタイ研究に戻る」、こんな不見識かつ無知まるだしの考えだったのです。あれからすでに四三年、この間私はフィリピン研究一筋に打ち込んできました。決して途中で寄り道をしたり居眠りをしていたわけではありませんが、フィリピンについて未だに分からぬことばかりです。

私が広島大学を卒業しました一九六〇年当時、地理学では地誌あるいは地誌学の分野が急速に衰退していく過程にありました。それといいますのは、一九五三年に普遍性、一般法則を追究するのが科学であるとすると、地域の個性、つまり特殊性、例外を追求する地理学は科学にあらず、という批判が地理学の内部から寄せられました。そのころ興隆してきたのが理論地理学、計量地理学です。当時の地理学の理論といえば主に立地論で、都市の立地論をはじめとして、農業の立地論、工業の立地論であります。この三つがあれば、地球上のあらゆる地域の分析は大体可能ですが、

計量地理学が新地理学と称して隆盛を極めて行く中で私も農業立地論を少しだけ勉強しましたが、なぜか地域の説明に重点を置く地誌への関心を捨て去ることができず、立地論に対する興味は持続しませんでした。

アジア地域、とくに東南アジア地域への関心は、学生時代に履修した米倉二郎先生の「アジア地誌」という講義に負うところが非常に大きかったと思います。卒業論文でタイ国を取り上げることになったのもその影響です。四年次の夏休みに、卒業論文執筆のための資料集めに東京に出てきました。大学の図書館や研究所の図書室を訪ね、ある資料は書きし、別のものは借り出しました。アジア経済研究所の図書資料部にもお邪魔しましたが、その時ふと「こんなところに勤められたらアジアの研究が出来ていいだろうなあ」と思いながら帰途についたものです。夏休み明けに大学に行き、指導教官の米倉教授の研究室を訪ねたところ、アジア経済研究所の試験を受けるように勧められ、受験しました。幸運にも合格して、卒業と同時にアジア経済研究所に入所できたのです。

アジア経済研究所

アジア経済研究所は一九五八年の一月に設立されるの

ですが、五〇年代の後半から六〇年代前半の時期というのは、ご存知のように、戦後の日本でアジア研究再開に向けての気運が急速に高まる時期でした。一九五六年の日本の国際連合加盟について翌五七年には岸首相の戦後初の東南アジア歴訪がありましたが、これは日本がアジア諸国との平和的関係を積極的に構築しようとする強い意志の現れです。そんな中で一九五八年、文部省はアジア研究振興のために特別枠の科研費を設けて、全国二〇の主要大学に九部門の大字間共同利用施設を設置しました。立教大学アジア地域研究所の前身であるアジア地域総合研究施設は、そのうちの地理部門の共同利用施設でした。五八年の財団法人アジア経済研究所設立（六〇年から特殊法人）に続いて、六二年には京都大学に東南アジア研究センター、六四年には東京外国语大学にアジア・アフリカ言語文化研究所が設立されました。こうして六〇年代半ばまでには、東京大学東洋文化研究所など既存の研究機関と合わせて、日本におけるアジア地域、発展途上地域の地域研究研究体制が整いました。

アジア経済研究所の評価に関しては、一部に多少誤解があつたようです。政府の息が強くかかつた、政策に密接に關係する研究を行う研究機関というものです。もちろん官僚統制の力は常にわれわれスタッフの足元まで及んできま

したが、それに縛られる必要は全然ありませんでした。あくまで基礎的、総合的な研究を行なうのが研究所設立の目的だったからです。そして各研究スタッフは先進資本主義国を除く特定の国の研究を担当し、それぞれが現地語研修に加えて開発理論研修を受け、入所後早い時期に二年間海外（担当地域）に派遣されました。研究スタッフの専攻分野は非常に多様で、政治学、経済学、社会学の三大社会科学はもちろんのこと、歴史学、地理学、人類学など人文・社会科学の幅広い分野に及んでいました。研究所の研究体制は、基本的に、研究会方式でした。所内の研究スタッフが中心となって研究テーマを設定し、外部の関連分野・地域の研究者に共同研究員として参加してもらい、研究会を組織します。研究会をベースに共同研究を進めるためです。個人研究は各自勝手にやればいいことで、原則的には認められませんでした。もう一つの共同研究の場は、調査研究部の定例部内研究会です。これには調査研究部長以下全研究員と研究所会長、所長、調査研究担当理事が出席して、毎週一回、研究スタッフの研究発表をめぐり、厳しい質疑討論が行われました。出席者の専攻分野は違うし研究のレベルも異なるものですから、かなりの「修羅場」になることが多く、毎回緊張したものでした。

後に気付いたことですが、アジア経済研究所の研究体制

は、基本的に、エーリア・スタディーズ（地域研究）の考え方にもとづいて組織されていた、という点です。エーリア・スタディーズについては現在でも多様な考え方がある必ずしも統一見解があるわけではありませんが、少なくとも特徴として次の四点をあげることに大きな異論はないでしょう。第一に地域研究はどちらかというと外国研究を指すこと、第二に徹底した現地主義の立場に立つこと、第三にインター・ディシプリナリーなアプローチ、つまり共同研究による学際的接近、第四に日本との比較研究視点の堅持です。われわれは日本人ですから、常に日本との比較で対象地域の理解を進めるのは当然です。研究員の現地語研修や早期海外派遣の制度といい、共同研究を前提とする研究会方式の採用など、研究所の研究体制は明らかにエーリア・スタディーズの考え方にもとづいて構築・整備されていましたと解釈できます。

### 海外派遣員

私は、一九六二年から六四年まで二年間、アジア経済研究所の海外派遣員としてフィリピン大学大学院農学研究科農業経済学専攻に特別研究生の資格で在籍しました。授業ではO・R・ヘディの愛弟子のE・キンターナ教授から

Production Economics、E・アバリエントス助教授から農産物価格論、O・サカイ教授とD・A・クルス助教授から農業協同組合論、J・サンタイグレシア助教授から農地改革論を教わりました。丁度そのころ、農業経済学研究の一方方法として研究者自らがフィールドにて農家から必要なデータを直接収集する、いわゆるフィールド調査の手法が導入されたところでした。幸いにも私はこのフィールド調査に同行させてもらうことができ、早い時期から大学周辺の農村をしばしば訪れる機会を得ました。

マニラの南東約七〇キロの地点にあるフィリピン大学農学部を訪れる日本人は、当時ほとんどありませんでしたが、ある時さる国立大学の高名な先生がお見えになり、私にアメリカに行って学位を取るように強く勧めて下さいました。学部卒でしかない私が、将来研究者の道に進むためには学位取得は必須かも知れないと考えました。アジア経済研究所を休職してアメリカに行き、学位取得まで頑張るという方法がないわけではありません。あまりにそれを強く勧められたので私もすっかり考へ込んでしまった。ある日本人研究者にどうすればよいものか相談しました。当時フィリピン大学農学部では私が唯一の日本人でしたが、近くに設立されたばかりの国際稻研究所 I R R I があり、そこに研究スタッフとして北海道大学農学部の田中明先生が来ておら

れました。私よりひとまわり上の方ですから当時三六、七歳、作物栄養学をご専門とされ、水稻の栄養生理のご研究に精力的に取り組んでおられました。実は、「緑の革命」の嚆矢となつた高収量新品种、「奇跡の米」とまでいわれたIR-8の育種に大きく関わられた方でもあります。お互いに酒好きということで格別のご親交をいただいたのですが、その田中先生に相談しましたところ、先生はひと言、「私はいろんな国に行つた。インドにもまたマレーシアにも行つたし、こうしてフィリピンにもやつて來た。なぜなら、そこに稻があつたからだよ」といわれました。ここで私ははつと氣付きました。フィリピン研究を志すものがアメリカに行くといふのは、少々筋違いだということに。機会さえあれば一回でも多くフィリピンに来ればいい、そう思つた私は、田中先生に「わかりました」といつて話題を変えたのです。アジア経済研究所でもまた立教大学に移つてからでも、機会さえあればフィリピンに出掛け行つたのは、実はそのときの田中先生のひと言が大きく影響し続けたことの結果です。

### フィリピンを研究することの意味

大学のスタッフや学生とフィールドに出てフィリピン農

村の実態に触れれば触れるほど、海外派遣前研修で習つた開発理論も、フィリピン大学大学院の授業で教わつた生産函数論も、大学時代にかじつた農業立地論も、フィリピン農村の現状分析にはあまり役立ちそうに気付き始めました。そうした途端に今度は、自分が一体何のため、誰のためにフィリピン研究をしているのか、日本国民の税金から給料支払いを受けている自分がフィリピンを研究するとはどういうことか。開発理論を勉強して少しくらいは現地のためになれるかと思ってフィリピンに來たのですが、まったく役に立てそうにありません。生産函数論でフィリピン米作農家の經營分析をしてみても何の意味があるのかよくわかりません。農業立地論も役立ちそうにない、それでは自分はこれからどうすればいいのか、研究の視点はどうあるべきか、など疑問は後を絶ちません。というわけで、フィリピン滞在の後半に、私は大いに悩むことになります。

アジア経済研究所初代所長の東畠精一先生は、出發間近の私たち海外派遣員に向かつて、「諸君は派遣地に到着したら、もう勉強はいいから、とにかく現地の人々と大いに仲良くして、できるだけたくさんの友人を作つて帰つて来て欲しい。初めて訪れる研究対象地域で諸君がいきなり大きな研究成果を出すなどとは、およそ期待していないのだか

ら」といわれました。だからといって、「大いに悩んでばかりいました」と、手ぶらで帰国していいわけもなく、何らかの研究成果を持ち帰る必要があります。少なくとも論文一本は書けるだけのものを用意しておかなければならないでしょう。そこで大学時代に少しだけかじつたことのある農業立地論を思い出して、マニラ近郊の蔬菜栽培についてフィールド調査をし、データをもって帰国しました。私の専攻論文がその後のものとはかなり異質の、農業立地論にもとづく研究だったのは、そのためです。

帰国しても悩みはいつこうに解消されません。大いに困り果てて、ある日研究所の同僚に恐る恐る悩みを打ち明けました。すると、皆が「君もそうか、自分も同じ悩みに直面している」と告白してくれました。それではどうすれば良いかということで、幾冊か本を読んでみようということになり、読書会を始めました。一九六四年のことです。その年のはじめに農林省農業総合研究所からアジア経済研究所に移つてこられた滝川勉氏（後に筑波大学・日本大学教授）から、ポール・バランの『成長の経済学』を読んではどうかとの提案がありました。バランは一九五〇年代から六〇年代にかけてアメリカの大学で活躍した唯一のマルキストで、彼の「経済余剰」論がのちのA・G・フランクの「従属」論、さらにI・ウォーラースティンの「世界システム」

論につながっていきます。このバランの経済余剰論にわれわれは大いに共鳴しました。

彼によると、経済の発展成長は、経済余剰を誰が獲得するか、どういう階級・階層が取得するかによって使い方が決まり、経済成長のあり方が決まるということです。ここで私は、次のように考えました。フィリピンを研究するということは、フィリピンの経済余剰の取得者とそれが国家経済運営に利用される仕方を解明することであり、それが明確になればフィリピンの将来が展望可能になる。よしんば私が直接フィリピンのためになれないとしても、今後一段と緊密化していくであろう日本とフィリピンの関係において、われわれがどうあるべきかについてより適切な判断が可能となるであろう。自分の研究の意義をそのように位置付けることによってはじめて、暫定的に、自らに課せられたものが何であるかを自覚できるようになりました。

### 農民・農業・農村研究

一九六〇年代初めのフィリピンの主要経済部門といえば、もちろん農業部門です。したがって、農業余剰の取得者とその活用を明らかにすることが当面の主要課題になるわけです。農民・農業・農村研究、これこそが私の研究課題であ

る、これを追究すればおのずとフィリピンという国のあり方がわかると考えて、フィリピン農村の社会経済構造の研究を自分の研究テーマとしました。私は生まれたのは都会ですが、終戦前に田舎に疎開して、以後ずっと田舎で過ごしてきたものですから、農業・農村には親近感こそ感じても違和感などはまったくありませんでした。

かくして、先述の滝川氏を中心として研究所内の研究スタッフと共に、外部の研究者に協力をあおぎながら、アジアないし第三世界の農村社会経済構造に関する研究会を組織して研究を進めました。フィリピンの場合、地主的土地位の発達が著しいので、当初は地主制、地主小作関係に注目し、土地制度など主として構造研究に専念しました。しかし、目前の事態は刻々と変化していきました。一九六〇年代末になると「緑の革命」が始まつて、それまで停滞的と思われたフィリピン農村が大きく動き出します。そこで構造と変動を両睨みで追いかけることになり、次々と新しいテーマを取り込んで研究を進めていきました。

ところで研究の方法ですが、私は基本的に農村に出掛け実態調査を行い、そこで確認した事実をもとに課題をアプローチするという方法をとりました。ですから、私の研究では事例として取り上げる調査村が非常に重要になってきます。これまで私が調査させてもらったのは、以下の五つの村落です。最初が、「一九六六年にフィリピン大学農学部の先生から紹介されて地元の人のつてで入つた、ルソン島南部のラグナ州トゥプアン村でした。フィリピン大学農学部や国際稻研究所のあるロスバニヨスから二〇キロ東方に位置し、不在村中地主が支配する米作農村でした。翌七年に農村再建運動に携わる非政府組織P R R Mの紹介で入つたのがルソン島中部のヌエバ・エシハ州トリアラ村でした。ここは、一、〇〇〇ヘクタール余りの大農園（ハシエンダ・トリアラ）の中の中心村落で、ハシエンダ・バリオと呼ばれていました。このトリアラ村の調査中に、近くにさらに大きなハシエンダのあることを聞かされ、同ハシエンダ（ハシエンダ・サンタルシア）の事務所に出向いて筆頭差配人に直接面会し、紹介されたのが一九七〇年一月に入ったサンアンドレス村でした。当時二、〇〇〇ヘクタール以上といわれていたハシエンダ・サンタルシアには幾つもの村落が含まれていましたが、調査村はそのうちの一つです。フィリピン研究に終わりのないことに気付かされました。

アスが生じかねません。それを回避すると同時に、地域差を積極的に認識する目的で一九七七年にパナイ島イロイロ州を訪れ、直接村人にお願いして住まわせてもらったのがイロイロ平野中央部のアミロイ村です。ここは不在村小地主の村で、村内住民の大方が小作農でした。立教大学から一年間の研究休暇をいただいた一九九一年に訪れたのが、ミンダナオ島南部の南コタバト州サンロケ村でした。ここは一九三〇年代末に始まつた国家土地開発入植庁N L S Aによる入植村でしたが、その後半世紀を経過した調査時点にはすでに農民層分解が相当に進んでいました。これら五つの調査村では、それぞれ最低一ヵ月以上、最高五ヵ月間の住み込みによる集中調査を行いました。うちサンアンドレス村だけでは一九七〇年の調査を皮切りに七七・七八年、九二年、二〇〇二年と、三三年間に四回の集中調査を実施しました。

### 立教大学に移つて

二三年間過ごしたアジア経済研究所を辞して立教大学に移りましたのは、一九八三年四月でした。大学では守備範囲を広げ、地域的には東南アジアを中心第三世界を対象とし、専攻分野を人文地理学と位置付けました。もつと正

確にいいますと、第三世界の開発に伴う諸問題の地理学的考察を中心課題とし、それを勝手に「開発地理学」と名乗っていました。ただし、開発地理学という概念は学界などでまだ十分に受け入れられていないことから、履修要項では使つたことがありますがあまり大っぴらに使うのは控えました。開発地理学の主要課題として私が取り上げたのは、農業の商業化、農村の就業構造、農村階層分化、労働力移動、環境破壊、住民の生存戦略、地域分化などで、これらが毎年のゼミのテーマでした。ゼミでは、学生諸君といろいろな文献と一緒に読み、議論しながら、ずいぶんと勉強させてもらいました。そうして、一九九九年には「東南アジアの農村社会変容と地域変化」という大きなテーマで科研費を申請しましたところ採択になり、おかげで昨年（二〇〇二年）一月に、「グローバル化する東南アジアの農村社会変容と地域分化」というタイトルで国際会議をやらせてもらうことになったわけです。

以上は私がこれまで歩んできた軌跡の概略ですが、次にこれから何を学んだかという点であります。これにつきましては、すでに発表した研究論文や授業の中で詳しく述べてきましたので、今日はごく印象的なことだけを二つ三つ取り出して述べてみることにします。

## 地域研究における歴史研究の重要性

一つは地域研究における歴史研究の重要性という点であります。私は心底からこの点を強く感じています。一九七〇年代初めのアジア経済研究所の研究会の中に「アジア諸国等の土地制度」と題する研究会（三年計画）がありました。私はこの研究会でもつぱらフィリピンの土地制度について勉強し、研究会開催の度に他のアジア諸国の土地制度とつき合させてフィリピンの特徴を理解する機会をもちました。この土地制度史研究をやってから、自分が調査村で見たり聞いたりしたことの背景、脈絡、位置付けが次第に理解できるようになり、自分の研究によく自信がもてるようになりました。地域研究における対象地域の歴史研究は非常に重要であり、その意義はいくら強調しても強調しそぎることはないと確信しています。

調査村のサンアンドレス村は、前述のように、大農園、ハシエンダ・サンタルシアのなかの一村です。このハシエンダは一九二〇年代に発行された四つの土地タイトルからなっていて、一つが現地主名義のタイトル、他の三つが地主の母親（故人）名義でした。これら四つのタイトルを合計すると土地面積は四、六五七ヘクタール（うち農地面積は三、九八三ヘクタール）になります。といふことは一辺がせり

と一〇キロと五キロの長方形に等しいわけですから、農園の周辺を一周するには一日掛かりという大きな規模です。この中に現在、大きな皿池が一つと一四の村があります。

日本にも大地主がいました。新潟の越後平野を東西に横切つて流れ日本海に注ぐ阿賀野川下流左岸の横越町には、北方文化博物館という博物館があります。そこは豪農の館とも呼ばれ、かつて蒲原平野最大の地主、伊藤家の屋敷があつたところです。この伊藤家の土地所有が最大であつたのは大正年間ですが、その当時で一、四〇〇～一、五〇〇町歩、日本最大といわれた庄内酒田の本間家が一、六〇〇町歩でしたから、国土面積が日本より小さいフィリピンで四、〇〇〇ヘクタールという米作団地は、相当に広いといえるでしょう。これだけの土地が一体どういうふうにして入手できたのかが知りたくて、土地制度史を勉強しました。スペイン征服以前の群島住民社会の土地制度は共同体的所持制であつたといわれています。個々の住民は開墾した土地を慣習的に占有・耕作しています。征服権(*derecho de conquista*)をたてに群島全土をスペイン国王の土地(*realeñas*)と宣言したスペインは、土地の私的所有概念を導入して住民に、しかるべき手続きによる土地タイトル取得を呼びかけ、それ以外には土地に対する権利を一切認めない政策をとりました。かかるスペイン土地政策のもと

で、大方の住民の慣行的占有地は一夜にして王領地の不法占拠地となりました。しかし、それで直ちに住民に不都合が発生したわけではなく、多くの場合慣行的占有がそのまま継続されました。一九世紀末からフィリピンを領有したアメリカは、土地一筆ごとに所有者と所有地境界を確定して土地所有権の近代化を断行しました。これは一八世紀末以降の商品生産展開過程に形成された地主層の権利を不動のものにすると同時に、商業的農業の一層の展開と資本主義的関係拡大の促進をねらつたものでした。多くの農民はこれによつて、土地に対する権利を最終的に喪失する羽になります。住民の土地に対する権利関係のこのような変化を踏まえて現在の状況をみると、これまで見えなかつたことが見えてくるのです。

### 新たに見えてきたこと

第一に土地所有権近代化の意味の大きさです。スペインによる私的所有概念の導入も重要ですが、現時点との関連で決定的に重大な意味をもつと思われるのは、アメリカ時代の土地所有権近代化です。土地所有の近代化とは、登記簿編纂主義に立つて土地一筆ごとの土地所有者を確定すること、つまり土地区画ごとの測量を行い、境界を確認して

所有者を確定、その事実を登記簿に記載し、もつて使用・収益・処分の三つの権利からなる絶対的所有権の最終的根拠とする体制確立のことです。そういう体制が出来上がるることを土地所有権の近代化が確立したといいます。日本では明治六年から始まつた地租改正がこれにあたります。

地租改正というと税制改革のことで、明治政府が土地税を新設して政府の財政基盤を大いに強化したという印象しか与えませんが、こういう理解は真に一面的理解にすぎません。もちろん、税制改革の面もありますが、人々にとつて本当に重要なのはそれではなく、日本における土地所有権の近代化のほうです。なぜなら、この過程は近代国家による民衆からの土地・自然の強奪過程だからです。ひどく飛び跳ねたい方のように聞こえるかも知れませんが、決してそうではありません。私はフィリピンの土地制度の勉強をして、初めてそのことを知りました。と同時に、日本の地租改正という歴史概念は税制改革の面を強調して、もう一方のより重大な側面を隠蔽しているのではないかと疑うようになりました。

植民地政府がフィリピンで行つたやり方は以下の通りです。政府は先ず、土地登記法（一九〇二年）を公布して、住民に対して土地の所有権を主張する人は申し出て証拠を示すこと、裁判所によつて証拠が十分であると判断されれ

ば土地の所有権原を発給する、といいました。翌年（一九〇三年）には公有地法を公布して、所有権の主張がない土地はすべて「無主の土地」と判断して公有地、国家の土地とする、と宣言します。農村の住民は古来、開墾を占有権発生の根拠として相互に占有の事実を確認し合ってきました。したがって、裁判所での所有権立証に耐えうるような証拠を示すようにといわれても、そんなものを提示できるわけがありません。そもそも多くの農民は、法律制定の実も知らなければ、所有権を獲得しなければならない必要性も自覚していないわけですから、地主を除くと一般民衆の土地登記法への反応は全般的に非常に鈍いわけです。

の点でフイリピンとは事情に大きな違いがありました。したがって、地租改正（土地所有権近代化）の過程で農民が所有権を手にした割合は日本の方がフイリピンよりずっと高かったのですが、入会地など山林原野については日本でも、國家が官民有区分の過程でそのほとんどを官有地として民衆から取り上げてしまいました。

そこで政府は、地籍調査法（一九一三年）を制定して一気に所有権問題に決着をつけるローラー作戦に出ました。今度は市町（地方自治体）ごとに町役場前と町内の何ヵ所かに看板を立て、そこに農民が必ずしも読めない英語で、「今から三六五日以内に町内の土地に対して所有権を主張する人は申し出るように」と呼びかけました（地方語の有無は未確認）。三六五日以内に申し出がなかつた場合、そこは無主の土地と判断されて公有地に編入されました。非常に荒っぽいやり方ですが、この過程は、基本的に日本でも同じだつたはずです。ただ、日本は他民族の支配下にはなかつたこと、所有権に対する人々の意識、使用される言語など

非常に不徹底に終わっているところが現時点で事態を非常に複雑にしています。つまり、日本では明治の初めに一気に徹底して行われましたが、フィリピンの場合、私の推定では、一九〇二年に始まってアメリカ植民地支配下でフィリピン自治政府ができる三〇年代半ばまでに、所有権確定が終わって土地タイトルが交付されたのは全体の九分の一程度でしかなかつたのです。残りの九分の八は未確定のままでした。にもかかわらず、土地所有権はもはやこうした土地測量と登記手続を完了しない限り社会的に認められなくなりました。

なぜ植民地権力はそんな中途半端なことで満足したのか

という点ですが、やはり社会不安醸成の回避という権力側の意思が作用したと考えられます。歴史的に農民が土地を喪失するのは、商品生産の展開過程においてであると教わつてきましたが、そうではなくて、まさにそれは土地所有権の近代化過程であること、この段階で農民が最終的かつ決定的に土地に対する権利を失うのだということに気付きました。人が生きるために、土地か雇用のどちらかが必要ですが、土地から切り離された農民は労働力を売つて生活することになります。賃労働の創出です。したがつて、ここで徹底して所有権確定に決着をつけた場合には、路頭に迷う農民が大量に輩出されます。彼らを吸収するだけの雇用が都市部になかったわけですから、社会の不安定化は必至でしよう。

事実、一九二〇年代から三〇年代のフィリピンでは、「狂

信的」とまでいわれたものを含み、農民反乱や小作争議が

群島各地で澎湃として起つたのです。植民地権力が所有

権確定事業を徹底できなかつたのはそのためと解釈できます。ただし、商品作物生産の展開を推し進めるためには、

一部の優良平地で所有権確定を徹底してやらざるを得ま

せん。アメリカ植民地下で商品生産が進む砂糖キビやココ

ヤシ栽培地帯、中心的米作地帯では、同事業は徹底して行

われましたが、その他の地域では中途半端な形に止まつた、

否、止めざるを得なかつたのです。

### 近代空間の成立

近代的土地位所有権の確立によって、土地・自然是それ以前とはまったく違つた性格、意味合いのものになつてしまひます。土地も自然も全部つながつて一つの機能を果たしているのに、所有権確定後は縦横に引かれた無数の境界線が土地をモザイク状にぶつた切り、一地片ごとに所有者がちがうという状態になりました。これは大変な変化です。しかも、それぞれの所有者が国家権力によつて絶対的権利を保障されるわけですから、ひとたび所有者が所有地の特定目的の利用、開発を決定すると、誰もそれを阻止できません。その結果、付近の住民が困難に陥らうとも、原則として所有者の権利が優先されます。開発から自然を守る術はもはやありません。本来、土地・自然是特定の誰かが作ったものではなく、したがつて、これはみんなのもののはずです。それが近代的所有権の確立と同時にみんなのものではなく、一人ひとりのものになつてしまひました。そこにあるのはもはや所与の自然ではなく、土地は単純に土地ではありません。そういうことで、土地・自然の利用がその後は従来と全然違つたかたちに展開せざるを得なくなります。

最近、地理学の若い研究者の中には、土地所有権が近代化することによって空間の近代化、つまり近代空間の成立を主張する人もいます。時間的変化を取り扱う歴史学において近代という時代が区分されるように、空間的差異に関しては、それまでとは根本的に異なる性質の新しい空間（＝近代空間）になったという認識です。私も、まったく同じ感覚です。

### 労働力の向山地移動

フィリピンでは傾斜率一八パーセント（傾斜度約一〇度）以上の土地はアップランドと呼ばれ、公有地になつていまします。つまり、山地部は基本的に国家の所有です。もちろんそこには昔から少数民族が住んでいました。これら少数民族は土地登記法や公有地法の公布を知らないので、所有権確定に何の反応もしませんでした。その結果「無主の土地」と断定され、彼らの生活の舞台である山地部がすべて公有地となりました。彼らはいつの間にか公有地の不法占拠者になつていていたのです。戦後これらの少数民族が政府との間で壮絶な闘争を繰り広げたといった事件が、時折、新聞紙上で報じられることがあります。少数民族の居住地一帯で

の入植地開発、プランテーション開発、道路建設あるいはリゾート開発などの計画がもちあがり、突如、公有地からの立ち退きを迫られたことがきっかけです。父祖伝來の土地が突然公有地の不法占拠といわれても、彼らにとつては何のことやら、理解できるわけがありません。そこで住民が、生活防衛のために毅然と立ち上がった結果です。

ところで、「緑の革命」以後、農業の商業化に伴い農村階層分化が急速に進み、農村からの労働力移動が激しくなりました。労働力移動といえば農村から都市に向かう流れが一般的ですが、それに加えてフィリピンでは農村から山地に向かつての移動がかなりの規模でみられました。山地部は前述のように公有地であること、戦後の商業伐採のために林道建設が進んだこと、伐採跡地には貧弱な二次林の再生しかなく入山が容易なこと、などの条件があつたために、低地民が比較的容易に移住して焼畑耕作により生計を維持できるからです。森林局の役人が見回りに来ることは稀で、見つかってもそこが開発計画地区に掛かっていない限り、直ぐに追い出されるようなことはありません。八〇年代以降政府は、こうした低地から山地部への移住者を追い出すのではなく、彼らに森林地の一部の利用権を認める代わりに彼らを造林事業に協力させる方策をとり、また九〇年代からは、住民のコミュニティを基盤とする森林管理

方式を採用しています。そういうことで、現在フィリピンの山地部には一般に想像されるよりはるかに多くの低地民が移住して、焼畑耕作と森林資源の採集に依拠した生活をしているのです。

### 事例の代表性

私が若いころから研究会や学会で研究発表をしてよく浴びせられた質問は、私の依拠する調査村落の代表性はどうかという点です。事例がどの程度フィリピン全体ないし特定地域を代表しうるのか、調査村がきわめて特殊な村ではなくてフィリピンのごく平均的な村かどうか、という質問です。その前提は、もし事例の代表性が確保されていなければ、その事例の全体へのつながりはとぼしく、そこからの敷衍可能性は存在しないという議論です。これはアジア経済研究所時代に調査研究部の部内研究会でもしばしば質問され、最初の頃はどうも上手く答えられませんでしたが、そのうち私もだんだんと経験を積んで老獴になり、この質問に対する考え方を覚えてきました。

代表性とか平均値という考え方が、われわれの日ごろの認識において重要な機能を果たしていることを否定はしません。しかし、最初から事例の代表性がいえるのであれば、

調査の必要性はないのかも知れません。平均値とは実際に存在しないもの、その意味では架空、幻想でしかありません。よしんば私の調査村が四万有余あるフィリピン村落の中のたった一ヵ村にすぎない、つまり九牛の一毛であるとしても、やはりそれは牛の毛、フィリピンの村落です。したがって、そこでみられる諸特徴のなかには、調査村固有のものもあれば、フィリピン全体につながる特徴も当然あるはずです。このように考えますと、個は全体の一部である、一部だからこそ個別事例にもれつきとした代表性があるといえます。調査村がどこの地域のどんな村であろうとも、代表性がないとはいえない。それぞれの村落にはそれなりに全体を代表できる部分があるはずです。それをどういうふうに抽出して認識し、全体の中に位置付けるかという点は、やはり研究者の側の問題になつてくるのではないかでしようか。

たとえば、たつた一つの村からでもフィリピン全体、世界が見えてきます。ヌエバ・エシハ州サンアンドレス村の地主の父親、つまり先代の地主は二〇世紀初頭の反米闘争における反乱部隊の隊長でしたし、その弟は同じく反米闘争時の反乱軍指導者（将軍）の一人です。二人とも州内きっとの大地主ですが、弟の方は闘争終結後アメリカ植民地権力機構の一責任者に抜擢され、最後は土地局（Bureau of

Land) の局長にまで上り詰めました。彼らは今も州都カバナトゥアン市南西部、国道五号線沿いに広がる広大な靈園の中のひときわ大きな墓地に眠っています。先代地主の弟が、所有権確定時に土地局長であったという事実を知つてはじめて、彼らが何千ヘクタールもの広大な土地のタイトルを取得できたことが理解できました。中部ルソン平野の村落の調査からこういったことまで明らかになり、地主層と植民地権力とのつながりが見えてくるのです。その意味で本当に、一つの村からいくらでも世界が見通せると思います。

また、村人の入村経緯、どのようにしてこの村に住み着くようになったか、その経緯を調べていくと、結局、二〇世紀初頭の中部ルソン平野部一帯の開拓プロセスや状況がはつきりと見えてきます。村落内部で集まる情報だからといって、決して村だけの特殊な話ばかりではありません。調査村は大土地所有制のもとでの村ですから、一九七二年、マルコス政権の「小作農解放令」施行後は改革実施バイロット地区指定を受けて、政府の集中的な改革努力が投下されました。その効果があつて、ハシエンダ・サンタルシアの約四〇〇ヘクタールの大米作団地は九七年までに〇・一ヘクタールから二ヘクタール程度の小地片に再分割され、それぞれ所有権が農民に与えられました。一世紀以上存続した米

作大農園、ハシエンダ・サンタルシアの解体です。全国的に不徹底な農地改革の進捗ですが、調査村では表面上改革が完了したのです。

昨今は稻の近代種子（例の高収量新品種）が普及しました。この近代種子の開発拠点はどこかを考えれば、稻の栽培というローカルな営みが広く世界につながります。国際稻研究所の運営は現在では世界各国政府からの公的資金でまかなわれていますが、当初はロックフェラーとフォード財团が投資してきた研究機関です。ロックフェラーはガルフ・オイルを所有する関係で、もともとメキシコの政治・社会的安定確保に強い関心をもっていました。ために一九二〇年代から同国の食糧生産農業の近代化を積極的に支援してきました。その成功を受けて一九六〇年、アジア諸国との食糧問題解消を大義に掲げ、フィリピンに国際稻研究所を設立、六六年に新品种を発表して「緑の革命」のきっかけをつくりました。そうした流れを見れば、今アジアで栽培されている一粒の稻穀が全世界に直につながってきます。昨今の農業は投入財、機械、設備に大きく依存した農業になっていますが、肥料、農薬、機械などの商標を見れば、これはイギリス製、あれはドイツ製、日本製といったことが直ぐに分かります。そういうことで、代表性云々をいわざとも、一つの村落から全体を見通すことは十分可能であ

ると思われます。

### 近代化過程をどうみるか

私が今、一番判断に苦しんでいるのは、現在東南アジアで進行中の社会変化は、近代化への一過程なのかどうかという点です。東南アジアの国々では農村部と都市部を問はず目下大きな社会変化が続いている、すつきりとした近代景観があちこちで見られるようになっています。すべては近代化に向かって着実に前進しているというふうにも見えますが、別の角度からすると必ずしもそうは見えなくなります。昨年一月の国際会議でも参加者からいろんな意見を聞かせてもらいましたが、未だすつきりとしません。というのは、近代化過程が非常に華々しいものと、そういうものとの両極端を常に同時に随伴するからです。片方から見れば見通しは非常に明るいのですが、もう一方の面を視野に入れた途端に、楽観ばかりしてはいられなくなります。

近代的土地所有権の確立は、確かに資本主義の発展にとって不可欠です。したがってほとんどの近代国家では、一九世紀の末から二〇世紀の初めの時期に土地所有権の近代化が断行されました。ところがフィリピンでは、その実態が非常に不徹底であります。となると、近代化への道のりは、昨今都市部に展開する壮大な「箱もの」建設から受ける華々しいイメージとは大きくかけ離れているのかも知れません。また「緑の革命」によって農村部に農業資材・サービスの一大市場が形成されました。それまで使われていたなかった化学肥料や農薬、各種農業機械・設備が大量に使われるようになつたからです。これはまぎれもなく巨大な農村市場の形成で、国内の工業化を促進する重要な要因とみるとができます。ところが、その結果地元で製造業が発達して、雇用が大幅に増えたかというとそうではありません。依然として雇用が大いに不足しています。形成された市場はいつたいどうなつたかといいますと、対外的に開放されて海外の企業、外国資本が新しい農村市場を独占するという形になつてしましました。そういう状態を目の当たりにしますと、近代化に向かって着実に前進しているのだろうかと、またしても懐疑的になるのです。

フィリピンの農村住民の法意識という点も無視できません。農村調査で村に入りますと、夕食後時間がたっぷりあります。調査村のサンアンドレス村には一九八四年に電気が来ました（もつとも、電気を引いている世帯は、九二年に五割、二〇〇二年に七割程度にすぎません）。それ以前は、夕方六時ごろに食事を始めて七時前に終わり、後片づけを

して就寝する午後一〇時、一一時ごろまでたっぷり二～三時間ありました。これが、私にとってはいろんな話を聞かせてもらえる、大変貴重な時間帯になるわけです。

そのころ、こういうことがありました。村には村評議会の決めた各種条例があります。ある条例が守られていないようなので元村長の一人に尋ねますと、平然として「条例の執行は停止されている」という返事が返ってきました。

なぜかと重ねて尋ねますと、「村人の幾人かがそれにより大変困ることになったから」という答えです。「しかし条例は

条例ですから」といいますと、「お前は法律と人間のどちら

が大切と思うか」と聞き返され、「それでも一度決めたことだから仕方がないのでは」というと、「へー、そうかね」と

怪訝そうに私の顔をみて、「そんなことはない、人が困つて

いるのだから、法律を変えればよい」といはります。こ

こまでいわれてはじめて、「なるほど」と思った私は、一旦、「決めた」とだから仕方がない」と考えた自分をむしろ恥ずかしく思つたことがあります。そういういわば優柔不断な法意識が住民の間に依然として残つているのも事実です。近代化しているとはいっても、意識との間に大きなずれを感じるのです。

今マニラには、東京では見られないような大規模の、立派な近代的都市区域が次々と建設されています。そうした

超近代的都市景観と同時に、スラム・スクオッター地区も大きく広がつてきています。四〇年間もフィリピンを勉強していますと、とくにマニラ一帯に限ればどこがどう変わつたかがほとんどすべて分かります。こうした実態をどういふうに考えてゆけばいいのか。近代化もしているのですが、そうでない部分が同時に見えてきますので、判断に迷うのです。

そういうことで今後も、現在の進行しつつある状況を引き続き注視し、その方向について考え方づけなければなりません。

### これから の 課題

今後の課題としましては、当面二つのことを考えています。これまで主に使いやすいデータだけを使ってフィールド調査報告や論文を書いてきました。集めただけで未だ使つていないデータがたくさんあります。これからは少し時間が出来ますので、それらを克明に整理していかればと考えています。四三年間に収集したデータを通して読み返し、二〇世紀後半のフィリピン農村変化の全体を再評価し、把握し直してみたいと思っています。先が見えないまま集めたデータを現時点から遡つて見返した場合に、果たして、

フィリピン農村研究四〇年（梅原）

どのように見えてくるのかが楽しみです。

また八〇年代までは英語で論文や単行書を書いて成果の現地還元をしてきました。しかし、九〇年代になってから思えば英文論文が非常に少ないので。そこでこれから、懐ただしく研究成果の現地還元にも取り掛からなければならぬと思っています。

長時間にわたり、ご静聴ありがとうございました。（拍手）